

学校給食調理業務委託業者募集要項

1 目的

目黒区では、給食の質や教育的意義を低下させることなく、学校給食調理業務の効率的運営を図るため、平成21年度からはすべての区立小・中学校で委託を行っています。今年度は下記のとおり、プロポーザル方式により委託事業者を募集します。

2 募集概要

(1) 業務名

学校給食調理業務委託

(2) 対象校

	学校名	所在地	1回当たりの 予定食数（推計）
1	向原小学校	目黒区目黒本町六丁目7番15号	305食
2	五本木小学校	目黒区五本木二丁目24番3号	403食
3	田道小学校	目黒区目黒一丁目15番28号	415食
4	第一中学校	目黒区大橋二丁目11番1号	203食
5	第十中学校	目黒区八雲五丁目2番1号	415食
6	東山中学校	目黒区東山一丁目24番31号	431食
7	目黒南中学校	目黒区碑文谷一丁目1番33号	448食
8	目黒西中学校	目黒区碑文谷四丁目19番25号	384食

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし、業務評価の結果によって、翌年度に同一受託者と随意契約する場合があります。

同一受託者との随意契約は5年を限度とします。

(4) 業務概要

別添の仕様書(案)により、給食調理業務を実施します。

主な内容は、次のアからクのとおり。

ア 食品納入立会、イ 食品等管理、ウ 調理、エ 配缶・運搬・回収、オ 残菜・厨芥処理、カ 洗浄・消毒、キ 清掃・点検、ク その他

※献立の作成及び食材料の購入は、各学校に配置している栄養士が行います。

※本件に関する質問を、令和7年9月5日(金)から令和7年9月10日(水)午後5時まで受付します。

様式1「質問書」に必要事項を記入の上、「10 提出・問い合わせ先」メールアドレス宛てお送りください。質問に対する回答は令和7年9月16日(火)に目黒区公式ウェブサイトで公開します。

3 提案限度価格

	学校名	金額（税込み）
1	向原小学校	23,180千円
2	五本木小学校	24,503千円
3	田道小学校	25,232千円
4	第一中学校	21,985千円
5	第十中学校	28,465千円
6	東山中学校	29,563千円
7	目黒南中学校	31,920千円
8	目黒西中学校	29,184千円

※提案した見積価格が提案限度価格を超えた場合、提案を無効とします。

4 参加資格

参加できる事業者は、次の要件をすべて満たしている事業者とします。要件の基準日は、「プロポー

ザル参加申込書」の提出日とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号。)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 目黒区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 目黒区競争入札参加資格者指名停止措置基準(平成2年4月1日付目総契第740号決定)に定める措置要件に該当しないこと。
- (5) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年7月28日付目総契第4070号)別表に該当しないこと。
- (6) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス入札参加資格で目黒区に営業種目「病院給食・学校給食」共同格付A等級で格付けされ、かつ公立小、中学校において学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)で規定する学校給食の調理業務を自校調理方式により受託している者であること。
- (7) 労働争議等、その他の事情により受託業務の遂行が困難となった場合の危険を回避するため、代行保証制度に加入する等、業務を代行できる体制を確保できる者であること。

5 参加の申込

本プロポーザルの参加を希望する事業者は、参加申込期間内に次の書類を目黒区教育委員会事務局学校運営課保健給食・健康係宛てに提出(郵送・メールも可)してください。なお、メールによる場合は、ファイル形式をPDFとしてください。

(1) 参加申込期間

令和7年9月5日(金)から令和7年9月19日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

	提出書類	様式	備考
1	プロポーザル参加申込書	様式2	
2	東京電子自治体共同運営電子調達サービス入札参加資格審査受付票の写し	—	
3	資格要件を満たす実績の契約書の写し	—	参加資格要件(6)関連資料(※1)
4	業務を代行できる体制を確保していることを証明できる書類	—	参加資格要件(7)関連資料

※1 契約書の写しは「件名」「契約期間」「契約の相手方の印」が確認できるものとします。また、参加申込の際は、履行実績確認のため1件の提出でよく、その他の実績については、提案書等の提出の際に、様式5で確認します。

6 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年9月30日(火)午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類の規格は、提案書を除き、原則としてA4版縦で作成する

	提出書類	様式	提出部数	備考
1	提案書(表紙)	様式3	1部	応募する学校ごとに提出
2	経費見積書(※2)	様式4	1部	・応募する学校ごとに提出 ・積算の内訳を記載する
3	提案書	—	8部	提案項目は別紙1「提案項目」のとおり
4	特別区内の公立小・中学校(自校調理方式)の受託校の一覧	様式5	1部	
5	会社案内等	—	1部	
6	提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書	様式6	1部	

※2 業務に従事する労働者に対する人件費は、目黒区公契約条例に規定する労働報酬下限額1時間当たりの単価を1,298円以上とすること。なお、今後において提示する単価の変更が見込まれています。

(3) 注意事項

ア 提案書には、事業者名、人名及び参加者名を類推できるような記載をしないでください。例えば、会社のロゴマーク、施設、社員（職員）の経歴や保有資格、写真などがこれに当たります。また、特段指定するもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えてください。なお、そのような記載があった場合には提案書を受理しない場合があります。

イ 特段の専門知識・技術を有しない者でも評価が行えるよう、平易にわかりやすく記述してください。また、必要に応じて用語の説明等を補記、図表等を使うなど、わかりやすい表現としてください。

ウ 提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則し、原則全部開示とします。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については様式6「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出してください。なお、不開示部分についての最終判断は区で行いますので、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるというわけではありません。

エ 様式6「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」には、法人名、提案書の該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該当条例を明記してください。

7 選定方法・評価基準

目黒区教育委員会が設置する「学校給食調理業務委託業者選定委員会」において、書類審査による第一次評価、プレゼンテーションによる第二次評価を行い、第一次評価、第二次評価の合計点が最も高い事業者を本業務に最適な契約候補者として選定します。ただし、この選定は目黒区が契約を締結することを保証するものではありません。選定結果は書面で通知いたします。

(1) 第一次評価（書類審査）

申請資格要件を満たしている申請者の提案書の内容を評価基準に沿って審査します。審査結果は書面で通知します。

(2) 第二次評価（プレゼンテーション）

書類審査の結果、各対象校あたり上位複数社に対し行います。企画提案書等の内容についてプレゼンテーション審査を実施します。場所は目黒区総合庁舎内会議室を予定しています。

(3) 評価基準

別紙2「評価基準表」のとおり

8 スケジュール（予定）

募集の開始、募集要項の公表	令和7年9月5日（金）
質問受付期限	令和7年9月10日（水）午後5時
質問に対する回答	令和7年9月16日（火）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和7年9月19日（金）午後5時
提案予定者の選定結果の送付	令和7年9月22日（月）
提案書等の提出期限	令和7年9月30日（火）午後5時
第一次審査（書類審査）	令和7年10月
第一次審査結果送付（対象者）	令和7年10月下旬から11月上旬
第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年11月中旬
契約予定者の決定、選定結果の通知	令和7年11月下旬

9 その他留意事項

- (1) 申請書類作成にあたり、学校への問い合わせ、下見等のための立入りはできません。
- (2) 本件に参加し、提案に係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。

- (3) 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出はできません。
- (4) 提案書等に虚偽の記載がある場合は、応募を無効とします。
- (5) 提出された提案書等は返却いたしません。
- (6) 本業務における労働者等の適正な労働条件を確保するため、契約期間中は目黒区公契約条例の適用を受けることとなります。詳細は目黒区公契約条例及び目黒区公契約条例施行規則を参照してください。

10 提出・問い合わせ先

目黒区教育委員会事務局学校運営課保健給食・健康係 電話03-5722-9306

メールアドレス: kyoiku22@city.meguro.tokyo.jp

(目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎 本館5階)

以 上